

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
8月4日
(火曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の変更の届出(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	二
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(都市計画課)	三
○公告	
一般競争入札の実施(税務課)	四
令和八年度採石業務管理者試験の実施(産業政策課)	五
宇部都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)	六



山口県告示第三百号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和八年八月四日

医療機関名称	所在地	廃止年月日
栗栖クリニック	宇部市大字東岐波一〇九六の一	令和八、三、三一

山口県告示第三百二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年八月四日

医療機関名称	所在地	休止年月日
松島こどもクリニック	光市光井三丁目七番三〇号	令和八、五、三

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第三百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和八年八月四日

指定訪問看護事業者等 名称 主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等 名称 所在地	廃止年月日
医療法人はやしだ眼科	防府市大字新田八七四	〃
周南ホームケアクリニック	光市島田二丁目二三番八号	〃
持山外科整形外科医院	長門市東深川九八三の三	五、一
医療法人社団弘徳会 齊藤 〃	深川湯本一四二の一	三、二〇
かねこ皮膚科	周南市平和通二丁目一番地	四、一五
中村歯科	熊毛郡田布施町大字下田布施六九三の一五	〃
有限会社福田保生堂薬局	宇部市寿町二丁目一二番二六号	三、三一
いのう薬局	〃 居能町三丁目二番二号	〃
えびす薬局新田店	防府市大字新田八七四	四、一

医療機関	所在地	指定年月日
やまぐち皮膚科	宇部市恩田町一丁目一番二四号	令和八、六、一一
あやの泌尿器科・腎クリニック	下松市瑞穂町一丁目八番二二号	〃 〃 一
周南ホームケアクリニック	光市浅江三丁目一番二六号	〃 五、〃
いと歯科医院	岩国市南岩国町一丁目一三番三三号	〃 六、〃

山口県告示第三百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和八年八月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

医療機関の名称及び所在地	変更後	変更前
たていしクリニック	宇部市常盤町一丁目四番二五号	医療法人社団 佐藤クリニック 宇部市常盤町一丁目四番二五号
変更年月日	令和八年四月一日	

医療機関の名称及び所在地	変更後	変更前
しまの和薬局	宇部市島三丁目八番一四号	小松原薬局 宇部市島三丁目八番一四号
変更年月日	令和八年四月一日	

医療機関の名称及び所在地	変更後	変更前
医療機関の名称及び所在地		

医療機関	所在地	指定年月日
かわい腎泌尿器科クリニック	防府市大字植松五五九の一	令和八年一月三〇日

山口県告示第三百三十四号

医療機関の名称及び所在地	変更後	変更前
みさとクリニック	下松市美里町四丁目一〇番二五号	くだまつ美里ハートクリニック 下松市美里町四丁目一〇番二五号
変更年月日	令和八年四月一日	

令和八年四月一日

医療機関の名称及び所在地	変更後	変更前
はしもとばし薬局	萩市大字橋本町六三の一	はしもとばし薬局 萩市大字唐樋町二の四
変更年月日	令和五年九月一日	

山口県告示第三百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和八年八月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者	居宅介護事業所	事業の種類	廃止年月日
氏名又は住所又は主たる事務所	名称	所在地	

株式会社エス
マイル
広島市西区商
工センター六
丁目一番一
号
しんえい薬局
六の八
柳井市天神一
居宅療
養管理
指導
令和八、
三、三二

社会福祉法人
博愛会
防府市大字台
道一六五五
特別養護老人
ホーム 秋穂
あかり園
山口市秋穂東
三九八〇
短期入
所生活
介護
〃

社会福祉法人
光葉会
岩国市室の木
町三丁目一番
七四号
特別養護老人
ホーム光葉苑
岩国市下三一
七の二
〃
〃

居宅介護
氏名又は名称
支援助事業
者
住所又は主
たる事務所の
所在地
居宅介護
氏名
支援助事業
者
住所
所在地
令和八、
三、三二

社会福祉法人光
葉会
岩国市室の木町
三丁目一番七四
号
光葉苑介護保険
相談室
岩国市下三一七
の二
令和八、
三、三二

介護
氏名
老人
保健
施設
名称
所在地
令和八、
三、三二

介護
氏名又は名
称
支援助事業
者
住所又は主
たる事務所の
所在地
介護
氏名
支援助事業
者
住所
所在地
令和八、
三、三二

株式会社エス
マイル
広島市西区商
工センター六
丁目一番一
号
しんえい薬局
柳井市天神一
六の八
介護予
防居室
療養管
理指導
令和八、
三、三二

社会福祉法人
光葉会
岩国市室の木
町三丁目一番
七四号
特別養護老人
ホーム光葉苑
岩国市下三一
七の二
介護予
防短期
入所生
活介護
〃

山口県告示第三百五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定によ
り、都市計画道路路泉町平川線湯田跨線橋側道橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の

契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格
（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審
査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和八年八月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画道路路泉町平川線湯田跨線橋側道橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）

（一） 工事場所 山口市若宮町から同市穂積町までの間

（二） 工事の概要

構	造	延	長	道	路	幅	員
PC5径間連結プレテンション床版形 式橋りょう	一〇五・〇メートル	五・三メートル×二 （歩道四・五メートル×二）					

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で
構成するものに限る。）とする。

（一） 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
こと。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の（一）の規定
により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等
級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規
定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

（二） 共同企業体の代表者の令和八年八月三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が
通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以
下「総合評定値」という。）のプレストレストコンクリート工事の数値が千百以上
であること。

（三） 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上
であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

（一） 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期限

令和八年九月一日 午後四時三十分

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年十月十三日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県防府土木建築事務所（電話〇八三五―二二三四八五）にすること。



(二八四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和八年八月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

二百二十五万五千五百五十二キロワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

令和八年十一月一日から令和十一年十月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口県周南総合庁舎

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和七年山口県告示第二百十四号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和八年山口県告示第五十二号）に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(五) 令和八年八月四日から同年九月十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

周南市毛利町二丁目三八番地 周南県税事務所総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和八年八月四日から同月三十一日までの午前九時から午後五時までの間、周南県税事務所総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計

算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の十に相当する額（その金額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

周南県税事務所総務課

(三) 受領期限

令和八年九月十六日午後五時

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

周南市毛利町二丁目三八番地 周南県税事務所 会議室

(二) 日時

令和八年九月十七日午前十時

(三) 特記事項

郵便による入札とする。

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

周南県税事務所長 西野 知子

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和八年九月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、周南県税事務所総務課（電話〇八三四―三三一六四一一）に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of the contract: Shunan Prefectural Taxation Office, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: 2,022,552 kWh of electricity as shown in the specification

(3) Deadline for delivery: From November 1, 2026 to October 31, 2029

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Government Shunan Office Building

(5) Branch office in charge of the procurement and Contact point for the notice: Shunan Prefectural Taxation Office, 2-38 Mori-cho, Shunan City (Tel. 0834-33-6411)

(6) Deadline for tender submission: 5:00 P.M., September 16, 2026

(一八五) 令和八年度採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

令和八年八月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

令和八年十月九日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号 山口県庁共用第二会議室及び共用第五会議室

三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 試験の科目

(一) 岩石の採取に関する法令（環境保全等関係法令を含む。）

(二) 岩石の採取に関する技術的な事項

五 受験手続

(一) 申込方法

ア 窓口又は郵送による申込み

受験願書に必要事項を記入し、写真を添付の上、申し込むこと。

写真は、縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。

受験願書等は山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県産業労働部産業政策課に提出すること。

イ インターネットによる申込み

やまぐち電子申請サービスにおいて、必要事項を入力し、申し込むこと。

(二) 受験手数料

ア 窓口又は郵送による申込み

八千百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

イ インターネットによる申込み

受験申込受付後、納付方法についてのメールを送付するので、当該メールの案内に従って納付手続を行うこと。

(三) 受験願書の受付期間

令和八年九月一日（火曜日）から同月二十五日（金曜日）まで（郵送の場合は、九月二十五日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和八年十月三十日（金曜日）とし、合格者の受験番号を山口県産業労働部産業政策課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県産業労働部産業政策課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

七 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県産業労働部産業政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書し、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百四十円
二部以上三部以下	百八十円
四部以上六部以下	二百七十円
七部以上十一部以下	三百二十円
十二部以上二十三部以下	五百十円

(二) この試験の詳細については、山口県産業労働部産業政策課のホームページを参照すること。

この試験についての問合せは、山口県産業労働部産業政策課（電話〇八三―九三三―三一五五）にすること。

(一八六) 宇部都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、宇部都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和八年八月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和八年八月二十八日（金曜日）午後二時

二 開催の場所

宇部市常盤町一丁目七番一号

宇部市役所

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する宇部都市計画道路三・三・四中央線

次のとおりとする。

(二) 変更する宇部都市計画道路三・三・九則貞曹達線

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和八年八月二十一日(金曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和八年八月三十一日までの消印のあるものに限りします。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べる者が選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べる者ができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

宇部土木建築事務所

宇部市常盤町一丁目七番一号

宇部市都市政策部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

令和八年八月四日印刷
令和八年八月四日発行

發行所

山口県知事